

《WLJ 判例コラム》第 346 号

女子プロレスラー（捏造画像）事件
（結果的に捏造された証拠に基づき訴訟を提起してしまった弁護士等の責任が
否定された事案）

～大阪地裁令和 6 年 8 月 30 日判決¹～

文献番号 2025WLJCC011

桃尾・松尾・難波法律事務所 パートナー弁護士²
松尾 剛行

I はじめに

ディープフェイク時代において弁護士等の専門職はその業務においてどのような注意を払う必要があるのだろうか。

AI、特に画像生成 AI が広く利用されるようになってきている。このような AI をクリエイターと win-win の関係を形成しながら適切に利活用をすることで³、社会をより良いものとすることができる。しかし、同時に、虚偽の事実を捏造した上で、フェイク画像や動画等を生成 AI を利用して作成してそれがまるで真実であるかのように喧伝する等、極めて問題のある利用方法もあり得る。

そのような中、弁護士等の専門家が払うべき注意の内容も、ディープフェイクが容易に作成され得るということを前提としたものへと、大きく変化するだろう。このような AI 時代の専門家の責任を考える上で重要な裁判例が本判決、すなわち女子プロレスラー（捏造画像）事件である⁴。この事案は、まさに結果的に捏造された証拠に基づき訴訟を提起してしまった弁護士等の責任が否定された事案であり、本事案で弁護士等がどのような注意を払うべきだったとされているかは、AI 時代・ディープフェイク時代において、目の前の案件で依頼者、又は第三者がまるで本物のような証拠を提供した場合における専門家の払うべき注意義務の内容を理解する上で示唆的だと考える⁵。

なお、訴訟提起をしたことが、提訴者自身の不法行為となるかという問題に関しては、最判昭和 63 年 1 月 26 日⁶（以下「昭和 63 年最判」という。）の規範が有名であるところ、これは訴訟代理人弁護士にとっては「依頼者」の責任に関する規範である。よって、必ずしも訴訟代理人に対して直接的に当てはまるものではないことには留意が必要である。

II 事案の概要と判決要旨

1. 事案の概要

この事案は誹謗中傷により自殺した有名な女子プロレスラーの遺族が、特定のツイッター（当時。現 X）アカウントにより行われたとされる投稿が違法であるとして、当該投稿とされるものの画像（以下「本件画像」という。）を根拠に発信者情報開示手続を行い、当該アカウントの保有者（以下「保有者」という。）を突き止めたことから、保有者に対して損害賠償を請求して訴えたところ、保有者は身に覚えがないとした上で、むしろ不当訴訟を理由に遺族やその訴訟代理人弁護士（以下「遺族ら」という。）を訴えた。後に発覚したことには、この事案では遺族が第三者から本件画像を入手し、遺族らはそれを本物と信じて提訴したところ、結果的には本件画像が捏造されたものであった。

2. 判決要旨

保有者から遺族らに対し、不当訴訟を理由とした損害賠償請求が認められるかについて、裁判所は、昭和 63 年最判に従い、遺族らとして、通常人であれば保有者が故女子プロレスラーを誹謗中傷した事実がないことを容易に知り得たか否かを基準とするとした。

そして、以下のとおり、遺族らはこれを容易には知り得ないとした。つまり、本件画像については、それがツイートに対する返信の画像のほずであるにもかかわらず、返信であれば表示されるはずの返信先や投稿日時が本件画像には表示されていないといった、捏造画像であったという結果を踏まえて振り返れば怪しいとも思われる事情が確かに存在するとした。しかし、これらの表示が返信投稿の外観上主要な構成要素であるとまではいえないこと等に照らすと、本件画像が一見して明らかに捏造されたものであるとはいい難いとした。そして、当時、スクリーンショットを用いたツイートの捏造が容易であることが指摘されるなどしていたとしても、捏造された画像のために権利侵害を行っていない者が誤って提訴されたといった事案が知られていたとは認められないこと等に鑑みると、直ちに本件画像が捏造されたものであることを疑うべきであったとまではいうことができないとした。

なお、検索エンジン等で検索すれば、本件画像が捏造されたものであることを指摘するツイート等を容易に発見することができたとの保有者の主張については、当該ツイートを容易に発見し得たか否かは必ずしも明らかでない上、仮にこれらが発見したとしても、それ自体も信頼性の明らかでないインターネット上の情報にすぎないことからすれば、これをもって直ちに本件画像が捏造されたものであると断ずることはできないとした。その結果として、訴え提起の時点において、通常人であれば本件画像が捏造されたものであることを容易に知り得たとまでは認められないとした。

その上で、発信者情報開示請求手続において保有者が投稿を否定していたことや、代理人がイ

インターネットの誹謗中傷に詳しく、発信者情報開示請求に関する著作も複数ある弁護士であること等をも踏まえた検討の結果、それでもなお、通常人であれば保有者が故女子プロレスラーを誹謗中傷した事実がないことを容易に知り得たとはいえないとした⁸。

そして、遺族らが、権利等が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したとはいえず、ほかに、かかる訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くというべき事情も認められないため訴えの提起が違法な行為ということとはできないとした。

Ⅲ 評釈

1. 「ディープフェイク」が紛争解決の現場に登場する中で問われる関与する専門家の責任

AI、特に生成AIの能力の飛躍的發展によって、もちろんAIを利用した効率化・高度化等の成果は生まれており、明るい未来への希望もあるものの、同時に大きな課題も生じている。これらの課題のうち重要なものとしては、ディープフェイクといわれる本物と見紛うような画像、音声、動画等を生成AIがいとも簡単に作成するという点である⁹。

そして、残念なことに、訴訟の場において、虚偽の証拠や捏造された証拠が提出されるという事態は既に発生している。例えば、名古屋地判令和4年10月5日¹⁰の事案においては、警察のパトカーと貨物自動車の衝突に関する事故に係る損害賠償請求訴訟において、裁判所が「被告（筆者注：警察側）が提出したドライブレコーダーの映像のデータを見ると、音声データ部分のバイナリデータが極めて整っており、論理的に音声が入っていない可能性があること、緊急配備を開始し、捜査上の資料を保全し始めなければならないのに録音をしていなかったという点に疑問が残ることを指摘し」、釈明を求めたところ、被告はパトカーのサイレンが鳴っていたとは認められないことを認め、反訴を取り下げた¹¹。

女子プロレスラー（捏造画像）事件において提出された本件画像がAIによるディープフェイクか、昔ながらのいわゆる「フォトショップ合成」の事案かは明らかではない。しかし、いずれにせよ、リアルな問題として弁護士は「依頼者がディープフェイクを作成して提供する」「第三者がディープフェイクを作成し、それを弁護士に直接提供したり、依頼者を通じて提供したりする」といった状況を想定すべきである。

本稿では、本判決を題材に、本判決で被告とされた代理人弁護士の責任を踏まえ、訴訟代理人等の専門家としてどのような注意を払うべきかについて検討していきたい。

2. (提訴者本人について) 訴訟提起が不法行為になるか

(1) 虚偽の証拠に基づく訴訟提起の責任

まず、一般に、虚偽の証拠に基づく訴訟提起を含む不当訴訟を起こした提訴者の行為がいかなる場合に不法行為になるかという、当事者本人の責任については、既に議論が蓄積されている。

(2) 最高裁判例

この点につき、昭和 63 年最判は、一般に訴訟提起が不法行為に当たる場合というのは、提訴者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときであるとされている¹²。

昭和 63 年最判によると、訴訟提起が不法行為に当たるかの判断基準は、「訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く」かである。そして、著しく相当性を欠くとされる具体的な場合としては、①客観的に原告（提訴者）の主張した権利等が事実的、法律的根拠を欠く場合で、かつ、②主観的に原告（提訴者）が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したときだとされている¹³。

(3) 裁判例は、最低限の調査を行うべきとしていること

以上を踏まえて下級審裁判例が蓄積しているところ、提訴者に対しても、裁判例は、最低限の調査を行った上で提訴すべきとする。

ア 問い合わせ等の簡単な調査さえせずに訴えを提起することが「通常人であれば容易にそのことを知り得た」という場合に該当する方向性の事情であること

問い合わせ等の簡単な調査さえもせずに訴えを提起することは、「通常人であれば容易にそのことを知り得た」という場合に該当する方向性の事情となる。東京地判平成 28 年 10 月 21 日¹⁴は、土地を買い受けた原告が、建物の登記名義人に問い合わせるだけで、賃貸借契約を解除することができないことが容易に判明したのに、その問い合わせをせずに提訴した事案において、「本件建物の登記名義人である被告に問い合わせれば、前記の各事実（筆者注：賃貸借契約を解除することができないことを基礎付ける事実）を容易に認識することができたということができ」たが、「原告が前記の各事実について調査をしたとの事情はうかがわれない」ことを重要な根拠の 1 つとして原告の訴訟提起を不法行為とした。

イ 当該訴訟類型で求められる最低限の調査をするべきこと

そして、当該訴訟類型で求められる最低限の調査をすることもなく提訴することも「通常人であれば容易にそのことを知り得た」という場合に該当する方向性の事情となり、不法行為を基礎付ける。大阪地判令和 3 年 9 月 6 日¹⁵は、被告の行為が原告の特許の技術的範囲に属さなかったにもかかわらず、特許権侵害訴訟を提起したことにつき、「本訴の提起に先立ち、被告の使用する漏水探査方法やこれに使用する装置に関する調査等を自ら積極的には必ずしも行って

いなかったことがうかがわれる」ことを1つの重要な理由として不法行為を肯定している。

3. 専門家として捏造証拠にどのように対応すべきか

(1) 調査義務

弁護士は、依頼の目的又は事件処理の方法が明らかに不当な事件を受任してはならない（弁護士職務基本規程 31 条）。その典型例として相手の住所が判明しているのに公示送達を申し立てる、強制執行制度の弱点を悪用して不当な執行をする、被告を困らせるだけのために遠方の裁判所に訴えるなどが挙げられている¹⁶。

このような専門家である弁護士としては、訴え提起の依頼を受けた場合には、法の専門家としての立場から事実的、法律的根拠の有無について十分調査・検討をすべきとされる¹⁷。

(2) 第三者（相手方）に対する義務

とはいえ、かかる義務は一次的には依頼者に対するものである。その義務に反すると、第三者（相手方）に対しても義務違反として不法行為等になるのだろうか。

ここで、訴訟代理人たる弁護士は、一次的には事件の依頼者に対して善管注意義務ないし誠実義務を負うにすぎないが、同時に、依頼者以外の第三者に対しても一定の義務（責任）を負う場合があるとされる¹⁸。

ここでいう一定の義務というのは、弁護士が専門的知能・技能を活用して依頼者の利益のみならず関わりを生じた第三者の利益をも害することのないようにすべき注意義務（一般的損害発生回避義務）であるとされる¹⁹。そして、この注意義務違反の類型としては、名誉毀損²⁰等も挙げられるものの、不当訴訟が含まれるとされており、本稿がまさに不当訴訟を主眼とすることから、以下ではこれにフォーカスして検討する。不当訴訟型では、提訴の可否・当否の吟味において①客観的に依頼者が主張する権利・法律関係が事実的・法律的根拠を欠くものであり、かつ、②主観的に、弁護士としてこれを認識し、又は認識し得べきことが責任の発生原因となるとされる²¹。

そして、依頼者と対立する第三者に対しても責任を負うことで生じる依頼者との間の信頼関係との兼ね合いを考える必要性等も指摘される²²。

(3) 依頼者について不法行為になるとしても、弁護士についてまで直ちに不法行為となるとは限らないこと

そして、このような議論の帰結として、ある訴訟の提起が結果的に依頼者について不法行為になるとしても、弁護士についてまで直ちに不法行為となるとは限らない。

つまり、主観要件は依頼者（提訴者）と代理人弁護士で異なることから、当然の帰結として、例えば、依頼者（提訴者）は主たる証拠が偽造と分かっているが、代理人弁護士は知らないという状況が生じ得る。

このような場合に加えて、第三者への過度な配慮を求めることで、依頼者との関係で訴訟活動が縛られることへの警戒感も示されている²³。高中は、代理人の訴訟提起等が不法行為に当たるかの基準を考える上では、弁護士の正当な訴訟活動を不当に制限することのないようにする配慮が必要であり、訴え等の提起が違法であることを知りながらあえてこれに積極的に関与し、または相手方に対して特別の害意を持ち本人の違法な訴え等の提起に乗じてこれに加担するとか、訴え等の提起が違法であることを容易に知り得るのに漫然とこれを看過して訴訟活動に及ぶなど、代理人としての行為それ自体として本人の行為とは別個の不法行為と評価し得るものに限られるとすべきだとする²⁴。『条解弁護士法』²⁵も同様に、「(筆者注：訴訟提起が訴訟代理人弁護士について不法行為とされるのは、)代理人としての行動がそれ自体として本人の行為とは別箇の不法行為と評価し得る場合」、例えば、「訴等の提起が違法であることを知りながら敢えてこれに積極的に関与し、又は相手方に対し特別の害意を持ち本人の違法な訴等の提起に乗じてこれに加担するとか、訴等の提起が違法であることを容易に知り得るのに漫然とこれを看過して訴訟活動に及ぶなど」の場合に限られるとした東京高判昭和 54 年 7 月 16 日²⁶を正当とする。

(4) 裁判例の流れを踏まえた本判決の読み方

このような依頼者本人と代理人の責任の相違は、裁判例においても反映されている。

古典的な裁判例として、上記の東京高判昭和 54 年 7 月 16 日は「代理人の行為について、これが相手方に対する不法行為となるためには、単に本人の訴等の提起が違法であつて本人について不法行為が成立するというだけでは足りず、訴等の提起が違法であることを知りながら敢えてこれに積極的に関与し、又は相手方に対し特別の害意を持ち本人の違法な訴等の提起に乗じてこれに加担するとか、訴等の提起が違法であることを容易に知り得るのに漫然とこれを看過して訴訟活動に及ぶなど、代理人としての行動がそれ自体として本人の行為とは別箇の不法行為と評価し得る場合に限られるものと解すべきである。殊に弁護士である代理人についてそのような不法行為が成立するか否かを判断するに当つては、元来弁護士は社会正義の実現の責務を負っている(弁護士法 1 条参照) といへ、当事者の権利の擁護を図り、本人の意図するところの実現に寄与するようその意を体して行動することもまた重要な職責であることにかんがみ、弁護士の正当な訴訟活動を不当に制限する結果とならないよう慎重な検討を加えねばならない」としている²⁷。

東京地判平成 18 年 9 月 25 日²⁸も「弁護士の不法行為の成立については、依頼者(提訴者)の不法行為の成立とは別個にその成立の有無を考えるべきであろう。……具体的には、弁護士については、事実的根拠の点では原告本人と異なり原告本人の主張する事柄の正当性を第三者として検証することになるのであるから、この点については原告本人の場合と異なった配慮が必要とされると考えられる」とする(結論として代理人の責任否定)。

東京地判平成 25 年 3 月 21 日²⁹も、錯誤を主張して請求異議訴訟を提起するに当たっての訴訟代理人の調査内容が問題となった事案において、訴訟代理人であつて当事者とは立場を異にし、

昭和 63 年最判がそのまま妥当するとは解されないとした上で、東京高判昭和 54 年 7 月 16 日類似の「専門家たる弁護士が、依頼者から委任されて訴訟を提起するという場合であっても、依頼者の主張する権利又は法律関係が事實的、法律的根拠を欠くものであり、弁護士がそのことを知りながら又は弁護士であれば通常容易にそのことを知り得たのにあえて訴訟を提起したなど、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く場合には、応訴する相手方に不当な負担を強いることになるから、依頼者とは別に訴訟代理人として行った訴訟の提起が違法と評価されると解される」という規範を提示した上で、弁護士の責任を否定した³⁰。

なお、やや特異なものとして、名古屋高判平成 21 年 3 月 19 日³¹がある。この事件は、前訴において勝訴した当事者及びその代理人弁護士の責任が追及された。裁判所は、代理人弁護士について、法律的アドバイスをし、前訴の構成に関わったことが窺われるが、それ以上に真実と虚偽の事実とを区分けして認識した上、虚偽の主張を構成し、立証を進めたまでの事実を認められないので、不法行為責任を負わないとしたものの、依頼者は控訴審段階では不法行為責任を負うとされた³²。

このように、相当数の裁判例が、依頼者と代理人の責任を区別している。

ここで、事案はやや特殊であるが、最高裁における責任肯定例として、懲戒請求に関する取消訴訟の提起に関する最判平成 19 年 4 月 24 日³³がある。同判決は、懲戒請求者及び代理人弁護士であった被上告人らにつき、「被上告人らは、別件取消訴訟を本件異議の申出を棄却する決定に対する不服申立ての方法と位置付けてこれを提起したものであることが認められる。そして、前記のとおり、本件懲戒請求等が根拠のない懲戒事由に基づくものであるといえる以上、別件取消訴訟の提起も根拠のない懲戒事由に基づくものであり、これによっても上告人の名誉又は信用が毀損されるというべきである。しかも、懲戒請求をした者は、異議の申出を棄却する日弁連の裁決に対して取消訴訟を提起することが法律上認められていないのである³⁴。そうすると、別件取消訴訟が事実上又は法律上の根拠に欠けるものであり、被上告人らが通常人としての普通の注意を払うことによりそのことを知り得たことは明らかであって、被上告人らは、別件取消訴訟の提起による上告人の名誉又は信用の毀損についても、不法行為責任を負うものというべきである。」としてその責任を認めたものである。この判決は少なくとも明確には本人と代理人の相違を検討していない。しかし、調査官解説は、懲戒請求と「密接に関連している」、つまり、懲戒請求を弁護士会が否定したこと「に対する不服申し立ての方法として位置付け」で行われた取消訴訟の提起であったため、「懲戒請求等について」「不法行為が認められるのであるから、」「取消訴訟の提起についても、不法行為を肯定して差し支えない」としている³⁵。その意味では、この最高裁判決の取消訴訟提起に関する判断の射程は懲戒請求に密接に関連するものに限定されると解すべきである。

やや特殊なものに、東京地立川支判令和 6 年 5 月 22 日³⁶がある。この事案は、前訴における代理人に対し、前訴の提起を不法行為として、損害賠償を請求したものである。前訴は、預金者の

認定に関する最二小判昭和 52 年 8 月 9 日³⁷とその射程が供託に及ぶか問題となる事案であった。裁判所は、昭和 63 年最判の基準をそのまま持ち出して「弁護士である被告ら（筆者注：前訴代理人）が、債権の出捐者に関する見解を持ち出して別件本訴を提起した以上、本件最高裁判決（筆者注：最二小判昭和 52 年 8 月 9 日）の結論を前提としていることは明らかであるが、本件最高裁判決及び供託法を検討すれば、容易に」前訴に事実的、法律的根拠を欠くとの「帰結に達することは可能であった」等として、前訴の提起を不法行為とした。確かに、基準そのものは、他の裁判例と異なっている。しかし、もし、最高裁判例と法律を検討すれば容易に事実的、法律的根拠を欠くとの帰結に達することは可能であったのであれば、結果的には「訴等の提起が違法であることを容易に知り得るのに漫然とこれを看過して訴訟活動に及ぶ」という上記の東京高判昭和 54 年 7 月 16 日の要件を満たしているといえる。そこで、判決文において採用された規範は異なるものの、結論においては変わらない事案であると評することができる。

その他、否定例がいくつかあるところ、否定例では、特に本人と代理人の相違に関する明確な規範を立てずに判断したものも多い。とはいえ、例えば、本人に責任がない以上代理人についても当然責任がないとするもの等は、もし本人に責任があるとされれば、別途代理人の責任を検討し、その際には本人との相違を明確にした可能性があるところである。このような否定例として、大阪地判平成 22 年 5 月 6 日³⁸、東京地判平成 27 年 7 月 17 日³⁹、東京地判平成 28 年 3 月 8 日⁴⁰、東京地判平成 30 年 1 月 23 日⁴¹、東京地判平成 31 年 3 月 26 日⁴²、東京地判令和 5 年 2 月 10 日⁴³、等を参照のこと⁴⁴。

そして、このような裁判例の流れを踏まえて、本判決を見ると、確かに本判決の文言上は、依頼者（提訴者本人）のみならず訴訟代理人弁護士についても、昭和 63 年最判の基準という同一の基準を利用しているが、実質的には依頼者についてすら不法行為責任が認められない以上代理人についても当然責任がないとするものと理解すべきである。

(5) 注意義務の基準について

ここで、責任が肯定される場合において、比較的多いのが「訴え等の提起が違法であることを容易に知り得るのに漫然とこれを看過して訴訟活動に及ぶ」場合であろう。どのような場合、具体的には、どのような調査を怠った場合に、代理人弁護士がこれを「容易に知り得る」にもかかわらず「漫然とこれを看過」したとされるのだろうか。この判断の際には、上記の昭和 63 年最判の提訴者（依頼者）に関する基準でも通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したときとされていることも併せて検討すべきである。

ここで、弁護士の場合は、一般人と違って高度の専門的な注意義務を負うものであることから、弁護士の訴訟提起行為が不当訴訟となるか否かについては上記の昭和 63 年最判の通常人の基準ではなく「平均的弁護士としての技能水準」を判断基準とすべきであるという見解もある⁴⁵。

確かに、法律上理由がないかは一般人にはなかなか判断できない。そこで、法律上の理由がな

く、その結果として「訴え等の提起が違法であることを容易に知り得る」かについては、一般人よりも弁護士の義務が加重されるといわざるを得ない。

問題は事実上理由がないか、とりわけ、証拠が（ディープフェイクである等の理由で）偽造されたものではないかに関する調査である。上記 2. (3) のとおり、依頼者についても一定の調査が、求められるところ、弁護士が一般人よりもディープフェイクを見抜くのが得意かという観点、及び、依頼者と代理人の責任を区別することで、「弁護士の正当な訴訟活動を不当に制限する結果とならないよう」にするべきこと（上記の東京高判昭和 54 年 7 月 16 日）からすると、少なくとも通常人や依頼者を上回る調査義務を負わせるべきかを慎重に検討すべきである。また、弁護士というのは筆跡鑑定等の本物かを見抜く能力について専門的な訓練を受けていないのだから、「平均的弁護士としての技能水準」、弁護士の注意義務を通常人と同程度やそれ以下としても、特に「平均的弁護士としての技能水準」論と矛盾するものではない。むしろ、その事件に関与したり、当該種類の業務を行うことで実務慣行等を知っていたりする依頼者よりも「平均的弁護士」の負う偽造を見抜くことに関する義務が軽いと解すべき場合も具体的事案においては十分にあり得ると考える。

そして、本判決は、代理人弁護士がインターネットの誹謗中傷に詳しく、発信者情報開示請求に関する著作も複数ある弁護士であること等をも踏まえても、代理人弁護士は依頼者と同様に責任を負わないとされた。その意味では、本判決は証拠捏造に関して弁護士が尽くすべき注意の水準について、少なくとも通常人や依頼者を上回る調査義務を負わせることには慎重にすべきという考え方と整合的である。

もっとも、これをもってディープフェイク時代において代理人弁護士が「依頼者が本物だとして提供すればそれを鵜呑みにしていい」等と結論付けることはできない。特に、本判決が代理人弁護士の責任を否定するに際して重視した 1 つの要素を指摘せざるを得ない。すなわち、本判決は「第一事件の訴えが提起された当時、スクリーンショットを用いたツイートの捏造が容易であることが指摘されるなどしていたとしても、捏造された画像のために権利侵害を行っていない者が誤って提訴されたといった事案が知られていたとは認められないこと等に鑑みると、直ちに本件画像が捏造されたものであることを疑うべきであったとまではいうことができない」と判示している。そして、本判決そのものが、「捏造された画像のために権利侵害を行っていない者が誤って提訴されたといった事案」なのであり、本判決以前と以降では注意義務の水準が変わる可能性が十分にあるだろう。

(6) ディープフェイク時代における弁護士等の尽くすべき注意

本判決を参考に、かかる注意義務の水準を AI が生成したディープフェイクの文脈に落とし込んだ場合、①一見してフェイクと分かる、②客観的にみて具体的疑義がある、③（後からそれがディープフェイクといわれればなるほどとなるかもしれないものの、）具体的な疑義まではない、

というもののいずれであるかによって専門家として尽くすべき注意義務の内容が変わるだろう。

①であれば決してそのような証拠を本物として提出してはならないし、②であれば、追加的調査を行って、疑問を解消してから提出すべきである（通常は疑問が解消されない限り提出すべきではない）。これに対し、③の場合には提出すること自体はやむを得ないだろう⁴⁶。本判決の事案は③だったと判断されたといえる。

何をもって③ではなく②とするかは微妙なところがあるが、その画像そのものの内容（本物であればあるものがないものがある等）に加え、証拠関係に照らしてどのような位置付けを占めるかという観点は、客観的な疑義の有無の観点から重要となるだろう。即ち、他の証拠関係が、特定の事実を否定する方向なのにもかかわらず、突然それを肯定する画像等が提供されたのか、それとも、当該画像は他の証拠とも整合的なのかは重要であろう。また、提出時期や経緯、例えば控訴審段階で突然決定的な画像が出てくるといったものも客観的疑義があると認定されやすい事情であろう。

なお、今後はウォーターマーク（電子透かし）⁴⁷が利用されるようになり、機械的にAI生成画像だと判明した場合には、それをもって①として位置付けられるということにはなるだろう。しかし、ウォーターマーク（電子透かし）は技術的には除去が可能である。その結果、ウォーターマーク（電子透かし）がないからといって、直ちに③にはならず、他の事情を総合することで、なお②という場合はあり得ることに留意が必要である。

いずれにせよ、弁護士は、このようなディープフェイク時代において、裁判手続において捏造された資料を証拠として提出しないよう、従来と比べてより高度な注意を払うことが必要である。

（掲載日 2025年4月8日）

¹ [WestlawJapan 文献番号 2024WLJPCA08309001](#)。

² 桃尾・松尾・難波法律事務所 (<https://www.mmn-law.gr.jp/lawyers/600050.html>)

³ この点については筆者が関係した「現状の生成AI技術に関する、利用者、運用者、行政・立法、開発・研究者へのSF作家クラブの提言」(<https://sfwj.jp/news/statement-on-current-generative-ai-technologies-japanese-edition/>)を参照のこと。

-
- ⁴ 本判決は、松尾剛行『生成 AI の法律実務』（弘文堂、2025）でも紹介しているが、紙幅の関係で十分に検討できなかつたところ、本稿はある程度踏み込んだ検討を試みたものである。
- ⁵ なお、関連していわゆる地面師事件等の訴訟以外の事案における専門家の相手方に対する責任もあるが、本件では訴訟提起の問題に限定し、それ以外については他日を期したい。
- ⁶ 最三小判昭和 63 年 1 月 26 日民集 42 卷 1 号 1 頁 [WestlawJapan 文献番号 1988WLJPCA01261052](#)。
- ⁷ 前提事実で「原告 A（筆者注：遺族）は、亡長女（筆者注：女子プロレスラー）の死亡後、亡長女のツイートに対して別紙投稿記事目録記載の返信（以下「本件返信」という。）が投稿されたような外観の画像（以下「本件画像」という。）を入手し、本件返信により亡長女が誹謗中傷されたと考えて、弁護士である被告 C に対応を依頼した」とされている。
- ⁸ 「以上のほか、本件訴えの提起に先立つ発信者情報開示請求訴訟において原告 A の請求を認容する判決が確定していることをも併せ考慮すれば、本件訴えの提起の時点において、通常人であれば被告 B（筆者注：保有者）らが本件返信を投稿して亡長女を誹謗中傷した事実がないことを容易に知り得たということとはできない。この点は、被告 C がインターネットの誹謗中傷に詳しく発信者情報開示請求に関する著作も複数ある弁護士であったとしても、変わるところはないというべきである。」
- ⁹ ここで、AI で偽造・捏造される対象として、画像のみに注目すべきではない。音声も、15 秒本物の声を録音すればその人そっくりの音声を合成できる、動画も顔だけを入れ替えることができるといった技術が確立しつつあり、「ディープフェイク画像」だけでなく、証拠一般に「ディープフェイク」が作成され得ると認識すべきである。
- ¹⁰ 交民 55 卷 5 号 1367 頁 [WestlawJapan 文献番号 2022WLJPCA10059002](#)。
- ¹¹ なお、「控訴人は、当初は控訴人車両が本件交差点に進入する際にはサイレンが吹鳴していたことを前提とする主張をしていたが、被控訴人提出の証拠を踏まえ、本件事故前にサイレン音が検出できなかったことを認める主張に変更したに過ぎない。また、この争点に関する攻撃防御を行っている間、他の争点等についても並行して審理が行われてもいた。……さらに、証拠……によれば、本件事故の現場における実況見分自体は令和 2 年 4 月 7 日に行われていたが、当初は物損事故として処理されており、被控訴人から同年 12 月 15 日に診断書の提出がされ、それによって人身事故に処理が変わったので、令和 3 年 1 月 10 日に過失運転致傷被疑事件として正式に実況見分調書を作成したことが認められるところ、この経緯も不合理とはいえない。……これらの事情に照らすと、控訴人の原審における訴訟態度が、慰謝料の増額事由にあたるとは認められない」とした控訴審の名古屋高判令和 5 年 3 月 23 日（[WestlawJapan 文献番号 2023WLJPCA03236009](#)）も参照。
- ¹² 最三小判昭和 63 年 1 月 26 日・前掲注 6。
- ¹³ 客観面、主観面の相関的な評価が違法性の判断の対象となると判示した上で、具体的事案においても、当事者の従前の役職、訴訟提起までの経緯、訴訟に至る意図等に基づき不法行為と認めた東京高判令和元年 9 月 11 日（[WestlawJapan 文献番号 2019WLJPCA09116006](#)）を参照。
- ¹⁴ [WestlawJapan 文献番号 2016WLJPCA10218004](#)。
- ¹⁵ [WestlawJapan 文献番号 2021WLJPCA09069002](#)。
- ¹⁶ 日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著『解説 弁護士職務基本規程〔第 3 版〕』（日本弁護士連合会、2017 年）111 頁。
- ¹⁷ 平沼高明法律事務所『事例にみる弁護過誤〔改訂版〕』（第一法規、2024 年）261 頁。
- ¹⁸ 上田徹一郎＝井上治典編『注釈民事訴訟法（2）当事者 2・訴訟費用』（有斐閣、1992 年）354-355 頁。
- ¹⁹ 加藤新太郎「弁護士の責任」川井健＝塩崎勤編『専門家責任訴訟法』（青林書院、2004 年）64 頁。

-
- ²⁰ 松尾剛行＝山田悠一郎『最新判例にみるインターネット上の名誉毀損の理論と実務〔第2版〕』（勁草書房、2019年）参照。
- ²¹ 加藤・前掲注19・64-65頁及び加藤新太郎『注解民事訴訟法I』（青林書院、2002年）〔三宅省三ほか編〕539頁。但し、（弁護士職務基本規程31条違反の場合はともかく）単に勝訴見込みがないというだけで直ちに受任・提訴することが禁止され、かかる禁止に違反すると不法行為になるという訳ではない点につき、「紛争案件は多様であり、実体法レベルで勝ち目がないと考えられるケースであっても、なお一定の和解的解決を模索するのが相当なものないとはいえないであろうから、柔軟な対応を可能にする②説（筆者注：弁護士の裁量を認める見解）が相当であろう」とする加藤新太郎「不当訴訟と弁護士の責任」ジュリ973号（1991年）93頁や同旨の加藤新太郎「受任に関する倫理」法教286号（2004年）99頁参照。
- ²² 例えば、岡孝「専門的職業人（弁護士）の責任」判タ643号（1987年）126頁。なお、このような義務は第三者に対する配慮義務として論じられることもあり、この点については、石田京子＝高中正彦＝植田正男＝西田弥代「相手方に対する配慮義務」ジュリ1534号（2019年）73-81頁も参照。
- ²³ 当事者の代理人的性格と公益的性格の間のバランスの重要性につき大坪和敏『民事訴訟代理人の実務I 訴えの提起』（青林書院、2012年）〔東京弁護士会民事訴訟問題等特別委員会編〕20頁。なお、依頼者の権利実現や利益擁護のために社会正義その他の規範に違反し又は公益ないし公的価値に抵触することは許容されないとする加藤新太郎『弁護士役割論〔新版〕』（弘文堂、2000年）6頁も参照。
- ²⁴ 高中正彦『判例 弁護過誤』（弘文堂、2011年）217頁。なお同頁は弁護士が不当訴訟で訴えられた事案の多くは「原審で負けた腹いせに弁護士を訴えたという類のものであり、弁護士にとってはとぼっちりと評すべきもの」ともする。
- ²⁵ 日本弁護士連合会調査室編著『条解弁護士法〔第5版〕』（弘文堂、2019年）24頁。
- ²⁶ 判時945号51頁 [WestlawJapan 文献番号 1979WLJPCA07160001](#)。
- ²⁷ その上で、依頼者が提訴に踏み切ったことは「相当に合理的な根拠に基づかないものということとはできないと解するのが相当」であり「提起追行を委任されて行つた被控訴人（筆者注：弁護士）の訴訟活動もまた、違法性を欠くものといわなければならない」とした。
- ²⁸ 判タ1221号289頁 [WestlawJapan 文献番号 2006WLJPCA09250001](#)。
- ²⁹ [WestlawJapan 文献番号 2013WLJPCA03218007](#)。
- ³⁰ すなわち、「本件債務の発生原因事実や本件債務に係る借入金の使途等についての客観的な資料の有無を調査し、その途中で存在することが判明した本件原契約書と照らし合わせるなどしながらA（筆者注：依頼者）の記憶や認識をただし、Aの説明が法的に理由あるものといえるかどうかを検討し、その結果、本件債務について、本件原契約書のほかには9000万円を超える借入れに関する客観的な証拠がないということ、本件原契約書や本件公正証書の存在と本件錯誤とは両立すること等から、本件錯誤を主張して本件請求異議訴訟を提起することとしたというのである。そして、本件錯誤の有無は、Aが被告らにした前記のような事実に関する説明の信用性を検討する裁判所の判断にかかっているとおりであり、この説明については、被告らも容易に左右し得るものではない。そうすると、Aが本件請求異議訴訟を提起したことについて不法行為責任を負うことになるかはともかく、訴訟代理人である被告らにおいて、本件錯誤の主張が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら又は容易に知り得たのにあえて本件提訴行為に至ったとまではいふことができず、本件提訴行為について、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと評価することは困難であり、他にこのような評価を根拠付ける事情を認めるに足りる確かな証拠はない」とした。
- ³¹ 判時2060号81頁 [WestlawJapan 文献番号 2009WLJPCA03196004](#)。

-
- ³² 最高裁（最三小判平成 22 年 4 月 13 日裁判集民 234 号 31 頁 [WestlawJapan 文献番号 2010WLJPCA0413900](#) 1）が既判力と矛盾するには特別の事情が必要と判示して逆転した。平沼高明法律事務所・前掲注 17・255-256 頁は、弁護士が、依頼者が虚偽を述べたとは知らなかったと主張する場合、守秘義務との関係で微妙な問題が生じるため、少なくとも判決が確定した前訴における不当訴訟による弁護士の責任は極めて限定的な場合にのみ認めるべきとする。
- ³³ 民集 61 卷 3 号 1102 頁 [WestlawJapan 文献番号 2007WLJPCA04240002](#)。
- ³⁴ 最二小判昭和 49 年 11 月 8 日裁判集民 113 号 151 頁 [WestlawJapan 文献番号 1974WLJPCA11080003](#) 参照。
- ³⁵ 高橋讓「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成 19 年度（上）（2010 年）380 頁。
- ³⁶ [WestlawJapan 文献番号 2024WLJPCA05226002](#)。
- ³⁷ 民集 31 卷 4 号 742 頁 [WestlawJapan 文献番号 1977WLJPCA08090001](#)。
- ³⁸ [WestlawJapan 文献番号 2010WLJPCA05069001](#)。依頼者本人「が不当提訴による損害賠償債務を負わない以上」、その代理人弁護士も「前訴の提起及びその継続による損害賠償債務を負うことはないというべきである。」
- ³⁹ [WestlawJapan 文献番号 2015WLJPCA07178007](#)。「土地区画整理事業に関して土地区画整理組合が負担する債務について組合員個人も責任を負うとの主張が、法律解釈としておよそ不合理で成り立ち得ない主張であるとまでいうことはできず、本件組合の組合員を被告として第 2 前訴を提起したことが、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認めることはできない」とした。
- ⁴⁰ [WestlawJapan 文献番号 2016WLJPCA03088001](#)。「B（筆者注：依頼者）自身がその偽造に関与したとの事実を認めるに足りる証拠はなく（なお、別件訴訟において、被告らは、これらの書面の入手経緯について、原告が作成した書面として C から B が交付を受けたものと説明している……）、また、被告らが上記の書面の原本を確認していなかったこと……を考慮しても、被告らにおいて、これらの書面が偽造されたものであるとの認識を持ちながらあえて別件訴訟を提起したとの事実を認めるに足りない。」「訴訟提起を依頼された被告らにおいて、原告に対して別件訴訟を提起するに当たり、当該訴訟提起が事実的、法律的根拠を欠き、著しく相当性を欠くものとして違法となるとの認識を持っていたとは認められず、また、違法な訴訟提起であることを容易に認識できたともいえない。」
- ⁴¹ [WestlawJapan 文献番号 2018WLJPCA01238005](#)。「比較的短期間の間に、鼻の美容整形手術を繰り返し、しかも、1 か月も経たないうちに再度の手術に及んでいった事実が認められ」「鼻が手術のたびに變形し、鼻尖部突出、鼻翼縮小、鼻部癬痕による外鼻變形を認めるとの診断までされていた」ところ、「このような A（筆者注：依頼者）の申告や要望、また、上記のような事実関係に照らせば、弁護士である被告において、本件各手術に関し、医療過誤ないし説明義務違反があり、原告らに一定の法的責任があると考え、交渉ないし訴訟により法的に解決するために行動することは通常あり得るところである。」「A が、被告を代理人として、別件訴訟を提起ないし継続したことについて、A ないしその代理人である被告の主張した権利又は法律関係が事実的・法律的根拠を欠くものである上、A ないしその代理人である被告がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのに、敢えて訴えを提起し継続したなど訴えの提起ないし継続が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに当たるとは認められない。」
- ⁴² [WestlawJapan 文献番号 2019WLJPCA03268043](#)。前訴においてその請求が成立するか否かを判断する上で重要となる、相手方の主観面に関する「事実関係については、被告ら（筆者注：訴訟代理人を含む）において知り得ない事情であり、第 2 事件（筆者注：前訴）の審理を通じて明らかにせざるを得ない性格を有することからすると、第 2 事件において被告らが主張した権利又は法律関係が、事実的、法律的根拠を欠くものであったとは認められない」とした。

⁴³ [WestlawJapan 文献番号 2023WLJPCA02108006](#)。「別件訴訟につき、その本人である訴外会社らにおいて原告との関係で不法行為が成立するものとは認められない以上は、被告 Y2 が、訴外会社らの訴訟代理人弁護士として、別件訴訟の提訴及び訴訟追行をしていることについても、原告との関係で不法行為を構成するものと認めることはできない。」

⁴⁴ 訴訟提起そのものではなく訴訟上の主張が不法行為となるかという文脈であるが、東京地判令和 3 年 11 月 17 日 ([WestlawJapan 文献番号 2021WLJPCA11178006](#)) の「訴状に添付する証拠方法を検討するに当たって、ベルマーレグループから事実関係を聴取した上で、実際に裁判所に提出する訴状や証拠の内容を確認して、その了承を得ていたというのであるから（弁論の全趣旨）、本件電子メールの内容が別件訴訟の訴状において主張する事実関係と整合するかどうか一つ一つ確認しなかったからといって、直ちに訴訟代理人として通常行うべき確認作業を怠ったものとは評価し難い」という判断も参考になる。

⁴⁵ 坂口公一「弁護過誤をめぐる裁判例と問題点」判タ 1235 号（2007 年）61 頁。

⁴⁶ 但し、例えば相手からフェイクと指摘された後も漫然と何も対応しなくても良いかというのは別問題であろう。

⁴⁷ この点については、松尾剛行・前掲注 4・第 1 部コラムを参照のこと。